

広島県病院事業管理規程第四号

広島県病院事業公印規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和三年四月一日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業公印規程の一部を改正する規程

広島県病院事業公印規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第2条関係）

種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

別表（第2条関係）

種類	印刻文字	寸法 (ミリメートル)	管守機関
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>病院事業局事務部長印</u>	<u>広島県病院事業局部長</u>	方23	<u>病院事業局 県立病院課</u>
<u>病院事業局県立病院課長印</u>	<u>広島県病院事業局課長</u>	方23	〃
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。